

○苫小牧市自然環境保全条例

昭和49年6月11日

条例第12号

改正 平成4年3月31日条例第8号

平成13年9月28日条例第22号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 自然環境保全基本方針（第6条）

第3章 自然環境保全地区等（第7条—第15条）

第4章 緑化の推進（第16条—第19条）

第5章 自然環境保全審議会（第20条）

第6章 補則（第21条—第29条）

第7章 罰則（第30条—第34条）

附則

郷土の自然環境を保全することは、今日の重要な課題である。

われわれは、いまこそ、自然がもたらす貴重な価値に思いをいたし、その恵沢を永遠に享受できるよう、自然の保護と緑の育成を市民共通の責務として最善の努力を尽くさなければならない。

ここに、自然環境の保全を人間環境都市創造の基調として、無秩序な開発を防止するとともに、自然に恵まれた快適な生活環境をつくりあげるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）その他の法令と相まって、苫小牧市における自然環境の保全と回復育成（以下「自然環境の保全」という。）を総合的に推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確

保に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、市政全般にわたり自然環境の適正な保全について特に配慮するとともに、自然環境の保全のための基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、これを実施するために、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 隣接する他の地方公共団体と協力し、自然環境の保全に関する広域的施策の推進を図ること。
- (2) 自然の積極的な造成、保護及び利用に関する施設の整備の推進を図ること。
- (3) 自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚を図ること。
- (4) 自然環境保全に関する市民の意見及び提案を尊重するとともに、自然保護団体の育成その他市民が行なう自主的活動の助長を図ること。
- (5) 自然環境保全に関する科学的な調査及び研究を行ない、これらに関する資料を適切に保存すること。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動にあつて自然環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、自然環境が適正に保全されるよう自ら努めるとともに、市が実施する自然環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(財産権の尊重及びその他公益との調整)

第5条 自然環境の保全にあつては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、地域の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 市は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当つては、自然環境の適正な保全について十分配慮しなければならない。

## 第2章 自然環境保全基本方針

(自然環境保全基本方針)

第6条 市長は、自然環境の保全を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 自然環境の保全に関する基本構想
  - (2) 自然環境保全地区、保存樹木及び保存樹林の指定、その他これらに関する基本的な事項
  - (3) 緑化の推進に関する基本的な事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか自然環境の保全に関する重要な事項
- 3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第3章 自然環境保全地区等

(自然環境保全地区の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その区域における自然環境の保全を図ることが特に必要なものを自然環境保全地区（以下「保全地区」という。）として指定することができる。

- (1) 森林、山岳、草生地、丘陵、溪谷、湖沼、湿原、河川、海浜等が所在し、良好な自然景観を形成している土地の区域
- (2) 動物の生息地（繁殖地又は渡来地を含む。）、植物の生育地又は地形若

しくは地質の所在地（特異な自然の現象を生じている土地を含む。）

- (3) 市街地及びその周辺地域のうち、良好な緑地を形成している土地の区域
- 2 前項の保全地区の地域には、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域及び同法第22条第1項の自然環境保全地域、自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号の自然公園の区域並びに北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第14条第1項の道自然環境保全地域及び同条例第22条第1項の環境緑地保護地区等の区域は含まれないものとする。
- 3 市長は、保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、苫小牧市自然環境保全審議会の意見を聞かなければならない。この場合においては、第10条第1項に規定する保全地区に関する保全計画案についても、あわせて、その意見を聞かなければならない。
- 4 市長は、保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則の定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から30日間公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 前項の規定による告示があつたときは、当該地区に係る市民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 6 市長は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたとき、又は当該指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 市長は、保全地区を指定するときは、その旨及びその区域を告示しななければならない。
- 8 保全地区の指定は、前項の規定による告示によつてその効力を生ずる。
- 9 第3項前段、第7項及び前項の規定は保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第3項後段及び第4項から第6項までの規定は保全地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。
- 10 保全地区として指定された土地の所有者又は占有者は、当該保全地区の指

定の解除又は区域の変更について市長に申し出ることができる。

- 11 市民は、保全地区として指定を受けるべき土地があると認めるときは、保全地区の指定について市長に申し出ることができる。

(保存樹木及び保存樹林の指定)

第8条 市長は、樹木又は樹林のうち、良好な都市環境を維持するために必要なものを保存樹木又は保存樹林（以下「保存樹」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、保存樹を指定しようとするときは、あらかじめ、当該樹木又は樹林の所有者又は利害関係人の同意を得ておかななければならない。
- 3 前条第3項前段、第7項、第8項、第10項及び第11項の規定は、保存樹の指定及び指定の解除について準用する。

(標識の設置)

第9条 市長は、保全地区又は保存樹（以下「保全地区等」という。）を指定したときは、当該地区内又は所在地内にその旨を表示した標識を設置するものとする。

- 2 保全地区等の土地又は樹木の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(保全地区に関する保全計画)

第10条 保全地区に関する保全計画は、市長が決定する。

- 2 保全地区に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 保全すべき自然環境の特質その他当該地区における自然環境の保全に関する基本的な事項
  - (2) 当該地区における自然環境の保全のための規制に関する事項
  - (3) 当該地区における自然環境の保全のための施設に関する事項

3 市長は、保全地区に関する保全計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

4 第7条第3項前段及び前項の規定は保全地区に関する保全計画の廃止及び変更について、第7条第4項から第6項までの規定は保全地区に関する保全計画の決定及び変更（第2項第2号に掲げる事項に係る変更に限る。）について、それぞれ準用する。

（保全事業の執行）

第11条 保全地区等に関する保全事業は、市が執行する。

2 市長は、保全事業を効果的に執行するため必要があるときは、保全地区等の土地若しくは樹木の所有者若しくは占有者に対し協力を求め、又は保全事業の執行の一部を委任することができる。

（保全地区における行為の制限）

第12条 保全地区において、次の各号に掲げる行為は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。
- (2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 動物を捕獲し、又は動物の卵を採取すること。
- (4) 木竹等を伐採し、移植し、又は採取すること。
- (5) 鉱物を採掘し、又は土石類を採取すること。
- (6) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (7) 河川、湖沼又は湿原等の水位又は水量に増減を及ぼすこと。
- (8) 湖沼又は湿原の周辺1キロメートル以内において、これらに流水が流入する水域又は水路に汚水又は廃水を排出すること。
- (9) 広告物その他これに類するものを掲出し、又は設置すること。

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第1項の許可には、当該保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を附することができる。

- 4 保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際、当該保全地区内において第1項に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。
- 5 前項に規定する者が同項の期間内に当該行為について市長に届け出たときは、第1項の許可を受けたものとみなす。
- 6 次の各号に掲げる行為については、第1項の規定は適用しない。
  - (1) 保全事業の執行として行なう行為
  - (2) 通常の管理行為又は軽易な行為で規則で定めるもの
  - (3) 非常災害のために必要な応急措置として行なう行為  
(保存樹に係る行為の制限)

第13条 保存樹の現状を変更する行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、保存樹が指定された際、既に着手している行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において、当該保存樹の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。  
(中止命令)

第14条 市長は、保全地区等における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第12条第1項の規定に違反し、若しくは同条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者又は前条第1項の規定による届出をしない者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。  
(国等に関する特例)

第15条 国その他の公共団体又は規則で定める公団等（以下「国の機関等」という。）が行なう行為については、第12条第1項の許可を受けることを要し

ない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

- 2 国の機関等は、第13条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、当該規定による届出の例により、市長にその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による通知があつた場合において、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、自然環境の保全のためにとるべき措置について協議を求めるものとする。

#### 第4章 緑化の推進

##### (緑化の推進)

第16条 市長は、良好な生活環境の確保を図るため、自然的社会的諸条件に応じた緑化の推進に関する計画を作成しなければならない。

- 2 緑化の推進に関する計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 緑化計画の目標
  - (2) 緑地の配置、造成及び利用に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、緑化の推進のために必要な事項
- 3 市長は、緑化の推進に関する計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、緑化の推進のために必要があると認めるときは、国の機関等又は土地の所有者その他の関係者に対して、緑化の推進のために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

##### (公共施設等の緑化)

第17条 市は、良好な生活環境の確保を図るため、自ら設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校、病院、庁舎等の公共施設について、植樹等により緑化を積極的に行なうものとする。

- 2 市長は、緑化の推進を図るため、苗木の確保と供給について必要な措置を講じなければならない。



(緑地保全のための開発行為の規制)

第18条 宅地の造成その他土地の形質を変更する行為(以下「開発行為」という。)のうち、良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのあるもので、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければ、してはならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可(都市計画区域に係るものに限る。)を受けなければならない開発行為
- (2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定による許可を受けなければならない宅地造成に関する工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為で規則で定めるもの

2 前項の許可の基準は、規則で定める。

3 第1項の許可には、当該地域における緑地の保全に必要な限度において、条件を附することができる。

4 国の機関等が行なう開発行為については、第1項の規定は適用しない。

(中止命令)

第19条 市長は、当該開発行為地域における緑地の保全のために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反し、又は同条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者に対し、その行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

## 第5章 自然環境保全審議会

(自然環境保全審議会)

第20条 市長の附属機関として、苫小牧市自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限とされた事項及び市長が諮問する自然環境の保全に関する重要な事項を調査、審議する。

- 3 審議会は、自然環境の保全に関し必要と認める事項を市長に建議することができる。
- 4 審議会は、委員18人以内で組織する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、審議会は専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、当該専門事項に関する調査、審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 9 審議会の委員及び専門委員は、自然保護に関し学識経験のある者から市長が任命し、又は委嘱する。
- 10 第4項から前項までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 補則

##### (自然保護監視員)

第21条 市長は、自然環境の保全のために必要な監視及び指導を行なわせるため、自然保護監視員を置くものとする。

- 2 自然保護監視員に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (報告及び検査)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第12条第1項若しくは第18条第1項の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に保全地区若しくは開発行為を行なっている土地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第12条第1項各号若しくは第18条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境等に及ぼす影響を調査させることができる。

- 2 前項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反行為の公表)

第23条 市長は、この条例の規定に違反して著しく自然環境を破壊している者があるときは、その違反の事実及び違反者の氏名を公表するものとする。

(原因者負担)

第24条 第12条第1項各号に掲げる行為により自然環境が破壊され、保全事業の執行が必要となつた場合は、その原因となつた行為について費用を負担する者が自らの責任と負担において、自然環境の保全のための保全事業を行わなければならない。

2 前項の規定は、第18条第1項各号に掲げる開発行為により自然環境等を破壊した場合の原因者負担について準用する。

(実地調査)

第25条 市長は、保全地区等の指定若しくはその区域の拡張、保全計画の決定若しくは変更又は保全事業の執行に関し、実地調査のため必要があるときは、その職員に他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくはかき、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

2 市長は、その職員に前項の規定による実地調査をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者及び占有者並びに木竹又はかき、さく等の所有者にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくはかき、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(損失の補償)

第26条 市は、第12条第1項の許可を得ることができないため、同条第3項の規定により許可に条件が附されたため、又は前条第1項の規定による職員の

行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(援助等)

第27条 市長は、この条例により指定された保全地区等の土地又は樹木の所有者に対し、自然環境の保全のために特に必要と認めるときは、規則で定めるところにより援助等の措置を講ずることができる。

(農林漁業者への配慮)

第28条 市長は、自然環境の保全のための施策を実施するにあつては、当該地域で農林漁業等を経営する者の生業安定等に必要な施策を行なうことにより、当該地域の保全に努めなければならない。

(規則への委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 罰則

(罰則)

第30条 第14条又は第19条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項又は第18条第1項の規定に違反した者
- (2) 第12条第3項又は第18条第3項の規定により許可に附された条件に違反した者

第32条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第1項の規定による届出をせず、又は偽りの届出をした者
- (2) 第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、若しくは妨げた者
- (3) 第25条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第33条 第9条第2項又は同条第3項の規定に違反した者は、10万円以下の罰

金に処する。

(両罰規定)

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日(昭和49年12月10日)から施行する。ただし、第2章及び第5章並びに附則第2項の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日条例第8号改正)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成13年9月28日条例第22号改正)

この条例は、公布の日から施行する。